

第4章 景観資源等の質的向上に関する事項

■富士河口湖町で定める事項

富士河口湖町の美しく個性的な景観の保全と景観資源等の質的向上を図るため、本町では、第3章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

■景観資源等の質的向上に向けて定める事項

景観法で定める事項

【景観重要建造物・景観重要樹木】

①景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

～景観上重要な役割を果たしている建造物や樹木を指定し、積極的な保全と景観の向上を図ります。

【景観重要公共施設】

②景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項

～景観上重要な役割を果たしている道路、河川、公園等の公共施設を指定し、景観の向上を図ります。

【屋外広告物】

③屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項

～屋外広告物等に一定の制限を定め、景観の向上を図ります。

【田園景観】

④景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

～景観に配慮した農業施策の方向を定め、特色ある田園景観の保全と景観の向上を図ります。

【湖水景観】

①湖水景観の保全・創出に関する基本的事項

～湖水景観の保全と整備等に関する事項を定め、景観の向上を図ります。

【眺望景観】

②眺望景観の保全・創出に関する基本的事項

～富士山や湖の眺望の保全及び重要な眺望場所に関する事項を定め、眺望景観の向上を図ります。

【文化的景観】

③文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

～本町の文化的景観の保全と景観の向上を図ります。

【国立公園区域】

④国立公園区域の許可基準について

～優れた自然景観の保全を図るため、国立公園区域内の行為の制限について、景観面から補完します。

富士河口湖町独自で定める事項

1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

(1) 基本的事項

地域の特性を活かした景観形成を図るためには、地域に点在する特徴的な景観資源の保全を図るとともに、積極的にまちづくりに活用していくことが大切です。

このため、町内の建築物・工作物（以下「建造物」）および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定*し、それらの保存と周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「富士河口湖町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

①景観重要建造物(建築物、工作物)

町内には、文化財に指定されている歴史的建造物以外に、茅葺き民家などの古民家、蔵、社寺等の歴史的建造物や町や地域のシンボルとなっている公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。



・太宰治ゆかりの天下茶屋

■ 指定基準

- 地域の歴史・文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に価値をもつ建造物
- 優れたデザインで、町や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている建造物

②景観重要樹木

町内には、文化財に指定されている天然記念物以外に、古くから住民に親しまれ、地域景観を特徴づけている大木や古木、桜並木などが多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。



・大池公園のポプラ

■ 指定基準

- その樹容(樹高、樹形等)から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- まちかどに位置するなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている樹木

注) * 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的価値・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しています。新しいものであっても、それが、地域の景観形成上重要な役割を果たしているものであれば指定の対象となります。

ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。

今後、「景観重要建造物」および「景観重要樹木」として指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更することとなる行為については町長の許可が必要となります。

2 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項

(法第8条第2項第4号口関係)

(1) 基本的事項

4つの湖をはじめ、道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、その周辺の自然環境やまち並み等と調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本町の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(2) 指定に関する事項

本町の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

特に、本町のシンボルである4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）の河川区域については、「景観重要公共施設」（景観重要河川）として指定し、優れた湖水景観の維持・向上を図ります。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を図るとともに、「富士河口湖町景観審議会」の意見を聴くものとします。

■ 指定基準

- 本町のシンボルである4つの湖（河川区域）
- 多くの住民、観光客等に親しまれているシンボリックな公共施設
- 優れた眺望を有する公共施設
- 特徴的な景観を有する土木構造物

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

■ 景観重要公共施設（例）

区 分		施設の名称（例）
景観重要河川	● 湖	河口湖、西湖、精進湖、本栖湖
	● 河川	梨川／西川／馬場川／奥川／室沢川など
景観重要道路	● 道路	国道 137 号／国道 139 号／国道 300 号／国道 358 号／主要地方道河口湖精進線（湖北ビューライン）／主要地方道富士宮鳴沢線／県道富士河口湖富士線（河口湖大橋通り）／県道富士河口湖芦川線（若彦路）／県道青木ヶ原船津線／県道精進湖畔線／県道本栖湖畔線／県道鳴沢富士河口湖線／富士山有料道路（富士スバルライン）／都市計画道路船津小海線／都市計画道路河口湖駅前線／町道船津登山道線／町道 0115 号線（河口浅間通り）／町道富士ヶ嶺 1 号線など
	● 橋梁	河口湖大橋など
	● 遊歩道	河口湖畔遊歩道／東海自然歩道など
景観重要公園	● 都市公園	大石公園／八木崎公園／河口湖総合公園／くぬぎ平スポーツ公園／シッコゴ公園／かえで公園／小海公園など
	● その他の公園	天上山公園／大池公園／梨宮公園／西湖野鳥の森公園など

注) * 上記は、あくまで候補となる公共施設で、今後、施設管理者と協議・同意により、指定します。

(3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、次の整備方針の考え方にに基づき、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

具体的には、今後「(仮称) 富士河口湖町公共施設デザインガイドライン」を策定し、これらに基づいた施設整備を図るとともに、特に、4つの湖については、後述するように、本町独自で定める湖水景観の保全・創出に関する取り組みを進めていきます。

■景観重要公共施設の整備方針の考え方

区 分		整備方針の考え方
景観重要河川	湖	<ul style="list-style-type: none"> ●湖の水質や葦原群生地の維持・保全 ●自然や景観に配慮した工作物・構造物の整備（自然護岸など） ●眺望場所や親水空間の整備 ●富士山や湖の眺望に配慮した工作物の設置 ●ごみの不法投棄、廃屋などの景観阻害要因の改善 ●特色ある湖岸の緑化など
	河川	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、河川占用物など） ●特色ある河川沿いの緑化など
景観重要道路		<ul style="list-style-type: none"> ●富士山や湖の眺望、自然景観、まち並み景観に配慮した道路の整備 （ガードレール等の交通安全施設、歩道舗装、擁壁・斜面の構造物、街灯など） ●特色ある道路の緑化 ●統一感があり、美しい公共サインの設置 （富士河口湖町公共サイン計画の推進） ●屋外広告物や標識等の適正な規制・誘導
景観重要公園		<ul style="list-style-type: none"> ●富士山や湖の眺望に配慮した公園の整備 ●統一感がある公園施設やサインの整備 ●特色ある公園緑化

(4) 占用等許可の基準について

湖の栈橋などのように、景観重要公共施設の区域内に工作物の設置等を行う場合、法に基づく占用許可が必要となりますが、この占用許可の基準は景観重要公共施設に指定する際に、公共施設管理者と協議して定めることとなります。本計画では、景観重要公共施設の良い景観形成を図るため、占用許可等の基準を作成する際の考え方を次のように定めます。

ただし、景観計画が策定される以前の既設工作物等、地中に埋設するものなど周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

特に、4つの湖（景観重要河川）については、本町独自で定める湖水景観の保全・創出に関する取り組みを通じ、将来的に必要なが生じた場合、占用許可の上乗せ基準を検討します。

■占用許可の基準について

区 分	根拠法	許可基準の考え方
景観重要河川	河川法第24条または第26条第1項の許可の基準による	工作物の形態・意匠については、富士山や湖などの自然景観や周辺の地域景観との調和に配慮する。
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準による	
景観重要公園	都市公園法第5条第1項または、第6条第1項若しくは第3項の許可の基準に準じる	

3 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ関係)

(1) 基本的事項

屋外広告物は、町民や観光客等に多くの情報を与え、商業地、観光地などのまち並み景観に賑いを添えるといった効果があります。

しかしながら、近年、幹線道路沿道などを中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しており、本町の優れた自然景観やまち並み景観を阻害する大きな要因になっています。

現在、本町では、「山梨県屋外広告物条例」(平成17年7月1日改正・施行)に基づき、屋外広告物等の適切な規制・誘導を行っています。また、屋外広告物整理統合事業により、民間の看板類の整理・統合を推進しています。

当面は、県条例の周知と運用により、適切な規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画に基づき、屋外広告物法に基づく町独自の「(仮称)富士河口湖町屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて本町の実情に即した規制・誘導を図ります。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、将来の町独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する基準の考え方を次のように定め、県条例に基づく許可の際も、緩やかな誘導を図ります。

■基本的な考え方

- 富士山や湖などの良好な自然景勝地などにおいては、自然景観や地域景観に著しくなじまないもの、目立つものとならないよう特に配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

項目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	<ul style="list-style-type: none">○景観重要建造物、景観重要樹木、4つの湖をはじめ景観重要公共施設の周辺など、良好な景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、富士山や湖などの良好な自然景観や地域景観との調和に配慮する。○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合、必要最小限度の設置個数にとどめる。○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。○幹線道路交差点付近の複数の野立て看板広告物等については、できるだけコンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、その支柱回りの修景や緑化に努める。○放置された老朽看板については、撤去に努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none">○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素材	<ul style="list-style-type: none">○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。○劣化しても見苦しくならないよう、維持管理の密度に応じた耐久性のある素材を用いるよう努める。
照明	<ul style="list-style-type: none">○照明機器は必要最小限とするよう努める。○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

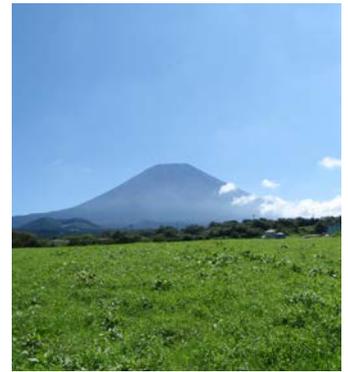
(法第 55 条関係)

(1) 基本的事項

本町では、富士ヶ嶺地区、河口地区、大石地区にまとまった農地が分布し、農業地域を形成しています。

富士ヶ嶺地区は県内有数の高原牧草地帯で、富士山を背景にした特徴的な酪農・牧草地景観を形成しており、河口地区や大石地区では水田・野菜畑・果樹園が分布し、周辺の集落地や里山と一体となって特色ある田園景観を形成しています。

本町の特色ある田園景観の維持・保全と景観の向上を図るとともに、地域農業の活性化に資する良好な営農条件を確保するために、既定の「富士河口湖町農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、以下に示すような「景観農業振興地域整備計画」*の策定を検討します。



・富士ヶ嶺地区の高原牧草地

(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

① 景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域のうち、田園景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じることが望まれる次のような区域について定めます。

■ 区域の設定基準

- 富士山と一体となって特徴的な景観を形成している富士ヶ嶺地区の採草放牧地
- 良好な景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められるところ
- 農村景観と調和する農業生産基盤整備を推進していく意向があるところ
- 田園景観の維持向上に対する取り組みが行われているところ
(耕作放棄地の活用、花植えなどの住民活動、果樹園等の共同作物の栽培など)

② 景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関する事項

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や耕作放棄地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した農地の土地利用のあり方について定めます。

③ 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

景観農業振興地域の区域については、景観形成に関わる次の事項を具体的に定めます。

■ 計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 2 号）
(景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など)
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 2 号の 2）
(耕作放棄地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など)
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 4 号）
(農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など)

注) * 「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとされています。また、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、両計画の整合性を図ることが必要です。

5 富士河口湖町独自で定める事項

本町では、良好な景観形成を図るため、前項の法で定める4つの事項以外に、次の事項を定めます。なお、これらの事項を定める際は、「富士河口湖町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 湖水景観の保全・創出に関する基本的事項

河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の4つの湖は、本町の景観の骨格を形成する重要な要素であり、本町を代表する風景資産となっています。

また、湖は魚類やヨシキリなど鳥類、葦などの動植物の重要な生息空間、漁業等の生業の場であるとともに、水上スポーツやキャンプ等の自然レクリエーションの場として多くの町民や観光客等に親しまれています。

湖は湖面および湖岸を含めて、国立公園第2種特別地域や河川区域に指定され、法に基づく厳しい制限がかけられています。また、富士山世界文化遺産の構成資産として、文化財保護法に基づく国指定文化財（「名勝富士五湖」）に指定されました。^{*}

このため、本町では、良好な湖水景観の維持・保全を図るため、自然公園法、河川法、文化財保護法などの法に基づく行為制限と併せて、次のような取り組みを促進します。

①啓発用パンフレットの作成

本町の重要な資産である湖水景観に対する町民や事業者等の理解と協力を促すため、次のような啓発用パンフレットの作成を検討します。

■パンフレットの構成（例）

①本町の湖水景観の維持保全に関する考え方

湖水景観の維持保全について、本町としての考え方をわかりやすくまとめます。

- 湖面の景観の維持保全に関する考え方
- 湖岸（水際）の景観形成に関する考え方

②各種法に基づく行為制限や手続きについて

湖に係る下記の法規制について、行為制限の内容や届出・許可手続きなどについてわかりやすくまとめます。

- 自然公園法に基づく届出対象行為と許可基準
- 河川法に基づく河川占用許可基準など
- 文化財保護法（名勝富士五湖）に基づく管理基準など

②良好な湖水景観の形成に向けた取り組みの促進

良好な湖水景観の形成に向け、次の様な取り組みを促進します。

■住民参加による湖の環境保全活動の促進

下水道の整備促進、合併浄化槽の普及などによる湖水の水質の維持向上を図るとともに、葦原群生地の保存と維持管理、ごみの不法投棄や放置、老朽化した看板類などの景観を阻害している要因の改善、環境美化活動など、住民参加による環境保全活動の促進を図ります。

■自然や景観に配慮した湖岸整備の促進

湖の護岸、遊歩道や道路、浜辺等の親水空間、棧橋等の湖面利用施設の整備にあたっては、「(仮称)富士河口湖町公共施設デザインガイドライン」に基づき、自然生態系や景観に配慮した整備を図ります。

■湖面利用のルールづくり

湖面の適正な利用を図るため、「富士五湖適正化利用推進協議会」の意見を踏まえ、適正なルールづくりを検討します。

注) ^{*}富士山の世界文化遺産登録に向け、平成23年7月に静岡・山梨両県から文化庁へ推薦書原案の提出が行われました。この中で富士五湖（湖面河川区域）を世界文化遺産の構成資産として、国指定の文化財とすることが決定し、平成23年9月に文化財保護法に基づく指定がなされました。

(2) 眺望景観の保全・創出に関する基本的事項

本町には、富士山や湖、樹海などを眺める優れた眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。優れた眺望は、本町を代表する重要な風景資産であり、町民や観光客等、多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この風景資産を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりに活用していくことが必要です。

本町の優れた眺望景観の維持・保全と一層の魅力の向上を図るため、次のような取り組みを促進します。

①眺望景観形成方針の検討

本町の優れた眺望景観の保全・創出に関するガイドライン（指針）として、次のような内容の「(仮称) 富士河口湖町眺望景観形成方針」の作成を検討します。

■方針において定める事項等（例）

- 良好な眺望景観の形成方針
- 良好な眺望場所の選定と整備に関する事項
- 眺望景観保全地域および特別保存地域の指定に関する事項
- 眺望景観保全地域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

②良好な眺望景観の形成に向けた取り組みの促進

良好な眺望景観の形成に向け、上記ガイドラインに基づき次の様な取り組みを促進します。

■良好な眺望場所の選定

町民や観光客等からの公募、フィールドワーク等の町民参加イベントなどにより、例えば「富士河口湖町眺望百選」など、町内の良好な眺望場所（ビューポイント）を選定し、景観マップ等により、積極的なPRに努めます。

■良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、案内板・サイン等の設置など、魅力の向上を図るとともに、電線、広告・看板、樹木など景観を妨げる要因について必要に応じて改善を図ります。

■建築物等の配慮事項

良好な眺望場所周辺の建築物等については、第3章「良好な景観形成のための行為の制限事項」に定めた景観形成基準と併せ、特に、次の事項に配慮することとします。

■眺望に対する建築物等の配慮事項

項目	配慮事項
形態意匠	○ 主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう、形態意匠に配慮する。 ○ 壁面の長大な建築物が建つことで圧迫感を与えないよう、建築物は長大な壁面を見せないようにする。 ○ 屋上工作物、ペントハウス等は眺望に配慮した位置、規模、色彩とし、やむを得ず設置する場合は目隠し等により修景する。
屋根	○ 屋根は、できる限り陸屋根は避け、勾配屋根とする。 ○ 屋根の形態は、周辺の景観との調和に配慮する。 ○ 屋根の色彩は、目立たない色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。
外壁	○ 外壁の色彩は、目立たない色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

①富士河口湖町の文化的景観

文化的景観とは文化財保護法に基づき、棚田や里山などのように、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために制定されたものです。

制度の趣旨から、本町においては、下記のようなところが文化財保護法第2条第5号で掲げる「文化的景観」の候補地として挙げられます。

文化的景観の選定に際しては、「富士河口湖町景観審議会」の意見を聴くとともに、必要に応じて選定委員会を設置するなどにより選定を行います。

■文化的景観（例）

- 富士山信仰の拠点として古くから形成された集落地景観（河口～御師のまち）
- 旧街道の宿場として古くから形成された集落地景観（河口、長浜、大嵐、精進、本栖など）
- 県内有数の酪農地帯として形成された高原の酪農景観（富士ヶ嶺）

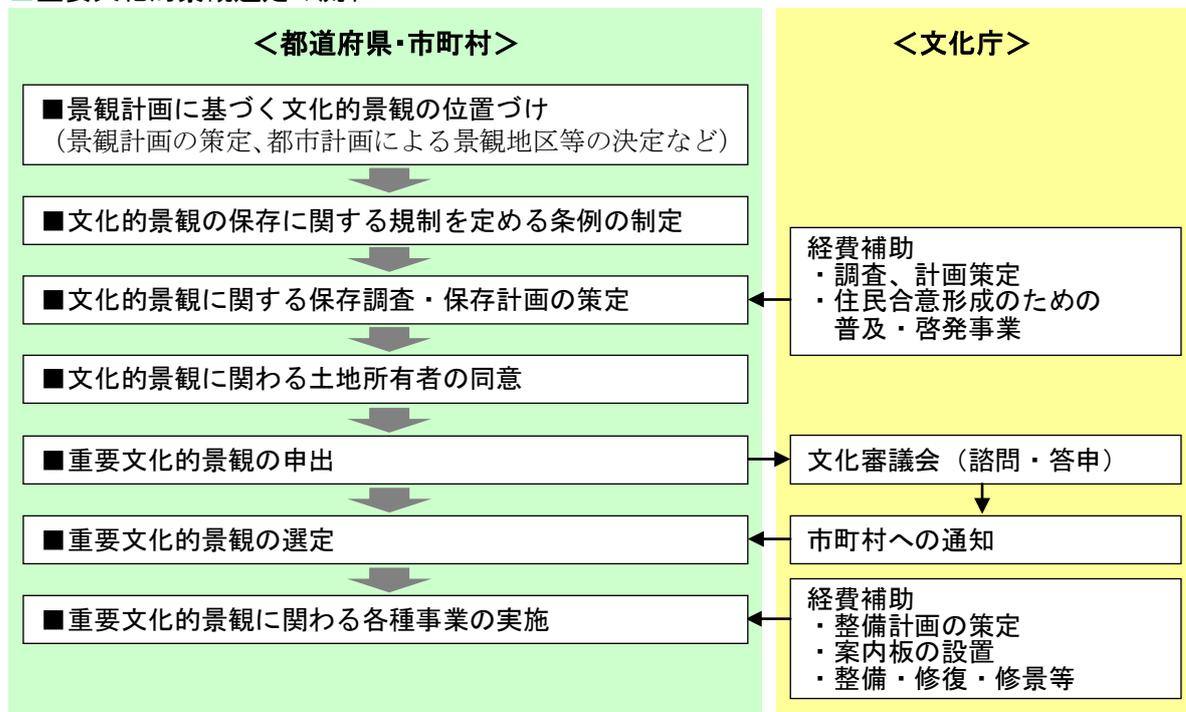
注) *上記は、あくまで候補地であり、今後、富士河口湖町景観審議会の意見や選定委員会での協議等を経て選定を行います。

②重要文化的景観の選定と取り組みの推進

文化財保護法（第134条第1項）では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した景観計画区域にある文化的景観の中から、保存計画の策定、条例等による保護措置などの一定の条件を備えたもののうち、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

本町では、貴重な文化的景観を次代に継承するため、文化的景観の保護制度を活用した取り組みを検討します。

■重要文化的景観選定の流れ



(4) 国立公園区域の許可基準について

本町はほぼ全域が自然公園法に基づく厳しい制限がかけられていますが、今後も良好な景観形成を図る観点から、自然公園法に基づく許可・届出が必要な一定の行為に関して、現行の基準との整合を図りつつ、将来的に必要なが生じた場合は、基準の上乗せを検討します。